

山梨県地域公共交通協議会公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会
「公共交通網再編に向けた基本方針策定支援業務委託審査委員会」設置要綱

(設置)

第1条 公共交通網再編に向けた基本方針策定支援業務を委託する者を選定するに当たり、適切かつ公正な審査を行うため、公共交通網再編に向けた基本方針策定支援業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 審査委員会の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務に関する企画提案書の審査
- (2) 業務委託先の選定
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 審査委員会は、別紙名簿に記載された者をもって構成する。

- 2 審査委員会には、委員長を置く。
- 3 委員長は、会務を総括する。

(会議)

第4条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の過半数の出席により成立し、委員に欠員が生じた場合には、補欠の委員を置くことができる。
- 3 審査委員会の議事は、委員の過半数をもって決するものとする。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第5条 審査委員会の事務局は、山梨県新価値・地域創造推進局リニア・次世代交通推進課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月10日から施行し、委託契約日をもって廃止する。

【別紙】

所 属	職 名	氏 名	備 考
山梨県新価値・地域創造推進局 リニア・次世代交通推進課	課長	有須田 遥華	委員長
早稲田大学	教授	佐々木 邦明	
(一社) 山梨県バス協会	専務理事	篠原 勇	
(一社) 山梨県タクシー協会	常務理事	菊島 貴	
山梨県新価値・地域創造推進局 山梨・富士山未来課	課長	栗田 研二	